

-----Original Message-----

From: 受動喫煙相談 [mailto:[anti\\_smoke\\_lawyer@yahoo.co.jp](mailto:anti_smoke_lawyer@yahoo.co.jp)]  
Sent: Tuesday, March 3, 2020 2:25 PM  
To: [xxmwg240@ybb.ne.jp](mailto:xxmwg240@ybb.ne.jp)  
Subject: RE: 横浜副流煙裁判

黒藪 様

弁護として相談者に対する守秘義務がありますので、  
基本的にお答えするのは難しいことをご理解頂きたいと思いますが、

そのような具体的な事実が出ているのであれば、  
その範囲に限って、お答えいたします。

下記のご指摘の内容は、事実です。

なお、誤解なきように付け加えますが、  
私は、本件に関して A 氏に訴訟という方針をお勧めしたことはありません。

弁護士岡本光樹

-----Original Message-----

From: [xxmwg240@ybb.ne.jp](mailto:xxmwg240@ybb.ne.jp) [mailto:[xxmwg240@ybb.ne.jp](mailto:xxmwg240@ybb.ne.jp)]  
Sent: Monday, March 2, 2020 12:44 PM  
To: '受動喫煙相談弁護士 岡本'  
Subject: RE: 横浜副流煙裁判

岡本先生

以前に横浜の副流煙裁判の件で、問い合わせをさせていただきました黒藪  
哲哉です。

被控訴人の方から、控訴人の控訴理由書を閲覧させてもらったところ、証  
拠として控訴人の A 氏が提出された日記の平成29年2月14日の記述  
に、岡本先生が A さんの自宅を訪問され、非控訴人の方が煙草を吸って  
いる証拠を掴むために、ゴミ箱から煙草の吸殻を探すようにアドバイスを  
受けたとの記述があります。これは事実なのでしょうか。教えていただけ  
ないでしょうか。

よろしく申し上げます。

黒藪